

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改正後		改正前	
用語の意義		用語の意義	
消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
(省略) 外国法人	(省略) 法第2条第4号《定義》に規定する外国法人をいう。	(同左) 外国法人	(同左) 法第2条第4号《定義》に規定する外国法人をいう。
<u>国外事業者</u>	<u>法第2条第1項第4号の2《定義》に規定する国外事業者をいう。</u>	<u>(新設)</u>	
連結子法人	法第2条第12の7の3号《定義》に規定する連結子法人をいう。	連結子法人	法第2条第12の7の3号《定義》に規定する連結子法人をいう。
資産の譲渡等	法第2条第1項第8号《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。	資産の譲渡等	法第2条第1項第8号《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。
<u>特定資産の譲渡等</u>	<u>法第2条第1項第8号の2《定義》に規定する特定資産の譲渡等をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>電気通信利用役務の提供</u>	<u>法第2条第1項第8号の3《定義》に規定する電気通信利用役務の提供をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>事業者向け電気通信利用役務の提供</u>	<u>法第2条第1項第8号の4《定義》に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>特定役務の提供</u>	<u>法第2条第1項第8号の5《定義》に規定する特定役務の提供をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
課税資産の譲渡等	法第2条第1項第9号《定義》に規定する課税資産の譲渡等をいう。	課税資産の譲渡等	法第2条第1項第9号《定義》に規定する課税資産の譲渡等をいう。

改 正 後		改 正 前	
外国貨物	<u>(注) 1-4-1において、「課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。11-2-12から11-2-20、11-5-7及び12-4-1を除き、以下同じ)」</u> 法第2条第1項第10号《定義》に規定する外国貨物をいう。	外国貨物	法第2条第1項第10号《定義》に規定する外国貨物をいう。
課税貨物	法第2条第1項第11号《定義》に規定する課税貨物をいう。	課税貨物	法第2条第1項第11号《定義》に規定する課税貨物をいう。
課税仕入れ	法第2条第1項第12号《定義》に規定する課税仕入れをいう。	課税仕入れ	法第2条第1項第12号《定義》に規定する課税仕入れをいう。
<u>特定仕入れ</u>	<u>法第4条第1項《課税の対象》に規定する特定仕入れをいう。</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>
<u>特定課税仕入れ</u>	<u>法第5条第1項《納税義務者》に規定する特定課税仕入れをいう。</u>	<u>(新 設)</u>	<u>(新 設)</u>
課税仕入れ等	国内において行う課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取りをいう。	課税仕入れ等	国内において行う課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取りをいう。
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
課税仕入れ等の税額	法第30条第2項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れ等の税額をいう。	課税仕入れ等の税額	法第30条第2項《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する課税仕入れ等の税額をいう。
仕入税額控除	法第45条第1項第2号《課税資産の譲渡等及び <u>特定課税仕入れ</u> についての確定申告》に掲げる課税標準額に対する消費税額から仕入控除税額を控除することをいう。	仕入税額控除	法第45条第1項第2号《課税資産の譲渡等についての確定申告》に掲げる課税標準額に対する消費税額から仕入控除税額を控除することをいう。
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
<p>第1章 納税義務者</p> <p>第1節～第5節 (省略)</p> <p><u>第6節 国外事業者</u></p> <p>第2章～第4章 (省略)</p> <p>第5章 課税範囲</p> <p>第1節～第7節 (省略)</p> <p><u>第8節 特定資産の譲渡等</u></p> <p>第6章～第9章 (省略)</p> <p>第10章 課税標準及び税率</p> <p><u>第1節 課税資産の譲渡等</u></p> <p><u>第2節 特定課税仕入れ</u></p> <p>第11章～第13章 (省略)</p> <p>第14章 課税標準額に対する消費税額の調整</p> <p>第1節 <u>売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除等</u></p> <p>第1款 <u>売上げに係る対価の返還等の範囲</u></p> <p>第2款 対価の返還等を行った時期</p> <p>第3款 <u>特定課税仕入れに係る対価の返還等の範囲</u></p> <p>第2節 (省略)</p> <p>第15章～第19章 (省略)</p>	<p>第1章 納税義務者</p> <p>第1節～第5節 (同左)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>第2章～第4章 (同左)</p> <p>第5章 課税範囲</p> <p>第1節～第7節 (同左)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>第6章～第9章 (同左)</p> <p>第10章 課税標準及び税率</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>第11章～第13章 (同左)</p> <p>第14章 課税標準額に対する消費税額の調整</p> <p>第1節 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除</p> <p>第1款 対価の返還等の範囲</p> <p>第2款 対価の返還等を行った時期</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>第2節 (同左)</p> <p>第15章～第19章 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(納税義務が免除される課税期間)</p> <p>1-4-1 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合に、当該課税期間について消費税の納税義務を免除するものであるから、当該課税期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超えているときは、当該課税期間について同項本文の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>(注) 当該課税期間について消費税の納税義務が免除されない事業者であっても、当該課税期間において、国内における課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。11-2-12から11-2-20、11-5-7及び12-4-1を除き、以下同じ。)及び特定課税仕入れがなく、かつ、納付すべき消費税額がない場合には、法第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》の規定により、確定申告書の提出は要しない。</p>	<p>(納税義務が免除される課税期間)</p> <p>1-4-1 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定は、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合に、当該課税期間について消費税の納税義務を免除するものであるから、当該課税期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超えているときは、当該課税期間について同項本文の規定は適用されないことに留意する。</p> <p>(注) 当該課税期間について消費税の納税義務が免除されない事業者であっても、当該課税期間において、国内における課税資産の譲渡等がなく、かつ、納付すべき消費税額がない場合には、法第45条第1項《課税資産の譲渡等についての確定申告》の規定により、確定申告書の提出は要しない。</p>
<p>(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲)</p> <p>1-4-2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第5項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、<u>特定資産の譲渡等の対価の額</u>、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額(当該売上げに係る対価の返還等の金</p>	<p>(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲)</p> <p>1-4-2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第4条第4項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第7条《輸出免税等》、第8条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第86条の2《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等に係る対価の額を含み、消費税額等、法第31条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第38条第1項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額(当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に63分の80を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>額に係る消費税額に63分の80を乗じて算出した金額を除く。)は含まないのであるから留意する。</p> <p>(注) 1～2 (省略)</p> <p>3 <u>法第5条第1項括弧書《納税義務者》により、法第9条第2項《基準期間における課税売上高の意義》における課税資産の譲渡等には特定資産の譲渡等は含まれないことから、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には特定資産の譲渡等の対価の額は含まれないことに留意する。</u></p> <p>4 <u>消費税の課税標準とされる特定課税仕入れに係る支払対価の額は、当該特定課税仕入れの提供を受けた事業者における課税資産の譲渡等の対価の額ではないことから、当該特定課税仕入れを行った事業者の基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には含まれないことに留意する。</u></p> <p>(相続があった場合の納税義務)</p> <p>1-5-4 法第10条各項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定は、相続により被相続人の事業を承継した相続人について、次に掲げる場合に該当するときには、納税義務を免除しないとする趣旨であることに留意する。</p> <p>(1) 相続があった年においては、相続人又は被相続人の基準期間における課税売上高のうちいずれかが1,000万円を超える場合</p> <p>(注) 相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても被相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、当該相続人の当該相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務が免除されない。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>乗じて算出した金額を除く。)は含まないのであるから留意する。</p> <p>(注) 1～2 (同左)</p> <p>(相続があった場合の納税義務)</p> <p>1-5-4 法第10条各項《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定は、相続により被相続人の事業を承継した相続人について、次に掲げる場合に該当するときには、納税義務を免除しないとする趣旨であることに留意する。</p> <p>(1) 相続があった年においては、相続人又は被相続人の基準期間における課税売上高のうちいずれかが1,000万円を超える場合</p> <p>(注) 相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても被相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、当該相続人の当該相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの間における課税資産の譲渡等について納税義務が免除されない。</p> <p>(2) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(合併があった場合の納税義務)</p> <p>1-5-6 法第11条各項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》の規定は、合併により被合併法人の事業を承継した合併法人について、次に掲げる場合に該当するときは、納税義務を免除しないとする趣旨であることに留意する。</p> <p>(1) 合併があった日の属する事業年度においては、合併法人の基準期間における課税売上高又は各被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高のうちいずれかが1,000万円を超える場合</p> <p>(注) 合併法人の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、当該合併法人の当該合併があった日から当該合併があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務が免除されない。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(合併があった場合の納税義務)</p> <p>1-5-6 法第11条各項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》の規定は、合併により被合併法人の事業を承継した合併法人について、次に掲げる場合に該当するときは、納税義務を免除しないとする趣旨であることに留意する。</p> <p>(1) 合併があった日の属する事業年度においては、合併法人の基準期間における課税売上高又は各被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高のうちいずれかが1,000万円を超える場合</p> <p>(注) 合併法人の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても被合併法人の当該基準期間に対応する期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、当該合併法人の当該合併があった日から当該合併があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等について納税義務が免除されない。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>第6節 国外事業者</p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(国外事業者の範囲)</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p>1-6-1 <u>国外事業者とは、所法第2条第1項第5号《定義》に規定する非居住者である個人事業者及び法第2条第4号《定義》に規定する外国法人をいうのであるから、例えば、これらの事業者が、国内に電気通信利用役務の提供を行う事務所等を有していたとしても国外事業者に該当することに留意する。</u></p>	
<p>(対価を得て行われるの意義)</p> <p>5-1-2 法第2条第1項第8号《資産の譲渡等の意義》に規定する「対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」とは、資産の譲渡</p>	<p>(対価を得て行われるの意義)</p> <p>5-1-2 法第2条第1項第8号《資産の譲渡等の意義》に規定する「対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」とは、資産の譲渡</p>

改 正 後	改 正 前
<p>及び貸付け並びに役務の提供に対して反対給付を受けることをいうから、無償による資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、資産の譲渡等に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) 個人事業者が棚卸資産若しくは棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、若しくは使用した場合における当該消費若しくは使用又は法人が資産をその役員に対して贈与した場合における当該贈与は、法第4条第5項《資産のみなし譲渡》の規定により、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされることに留意する。</p> <p>(家事消費等の意義)</p> <p>5-3-1 法第4条第5項第1号《個人事業者の家事消費等》に規定する「棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合」とは、同号に規定する資産を個人事業者又は当該個人事業者と生計を一にする親族の用に消費し、又は使用した場合をいう。</p> <p>(使用の意義)</p> <p>5-3-2 法第4条第5項第1号《個人事業者の家事消費等》に規定する「使用」とは、同号に規定する資産の全部又は一部を家事のためにのみ使用することをいうのであるから、例えば、事業の用に供している自動車を家事のためにも利用する場合のように、家事のためにのみ使用する部分を明確に区分できない資産に係る利用は、同号に規定する「使用」に該当しないことに留意する。</p> <p>(役員 の 範囲)</p> <p>5-3-3 法第4条第5項第2号《役員に対するみなし譲渡》に規定する役員(法第2条第15号《定義》に規定する役員をいう。以下5-3-5までにおいて同じ。)の範囲につき法令第7条第1号《役員 の 範囲》の規定を適</p>	<p>及び貸付け並びに役務の提供に対して反対給付を受けることをいうから、無償による資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、資産の譲渡等に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) 個人事業者が棚卸資産若しくは棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、若しくは使用した場合における当該消費若しくは使用又は法人が資産をその役員に対して贈与した場合における当該贈与は、法第4条第4項《資産のみなし譲渡》の規定により、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされることに留意する。</p> <p>(家事消費等の意義)</p> <p>5-3-1 法第4条第4項第1号《個人事業者の家事消費等》に規定する「棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合」とは、同号に規定する資産を個人事業者又は当該個人事業者と生計を一にする親族の用に消費し、又は使用した場合をいう。</p> <p>(使用の意義)</p> <p>5-3-2 法第4条第4項第1号《個人事業者の家事消費等》に規定する「使用」とは、同号に規定する資産の全部又は一部を家事のためにのみ使用することをいうのであるから、例えば、事業の用に供している自動車を家事のためにも利用する場合のように、家事のためにのみ使用する部分を明確に区分できない資産に係る利用は、同号に規定する「使用」に該当しないことに留意する。</p> <p>(役員 の 範囲)</p> <p>5-3-3 法第4条第4項第2号《役員に対するみなし譲渡》に規定する役員(法第2条第15号《定義》に規定する役員をいう。以下5-3-5までにおいて同じ。)の範囲につき法令第7条第1号《役員 の 範囲》の規定を適</p>

改 正 後	改 正 前
<p>用する場合において、同号に規定する「使用人以外の者でその法人の経営に従事しているもの」には、相談役、顧問その他これらに類する者でその法人内における地位、その行う職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものが含まれることに留意する。</p> <p>(同順位の株主グループ)</p> <p>5-3-4 法第4条第5項第2号《役員に対するみなし譲渡に規定する役員の範囲》につき法令第71条第1項第5号イからハまで《使用人兼務役員とされない役員》の規定を適用する場合において、第1順位の株主グループと同順位の株主グループがあるときは当該同順位の株主グループを含めたものが第1順位の株主グループに該当し、これに続く株主グループが第2順位の株主グループに該当することに留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(役員に対する無償譲渡等)</p> <p>5-3-5 法第4条第5項第2号《役員に対するみなし譲渡》又は第28条第1項ただし書《課税標準》の規定により、法人がその役員に対し、資産を無償で譲渡した場合又は資産の譲渡の時ににおける当該資産の価額に比し著しく低い対価の額で譲渡した場合には、当該譲渡の時ににおける価額に相当する金額がその対価の額とされるのであるが、法人がその役員に対し無償で行った資産の貸付け又は役務の提供については、これらの規定が適用されないことに留意する。</p> <p>(注) 所基通 36-21《課税しない経済的利益……永年勤続者の記念品等》又は 36-22《課税しない経済的利益……創業記念品等》において給与として課税しなくて差し支えないものとされている記念品等については、役員に対して無償支給する場合であっても、法第4条第5項第2号に該当しないものとして取り扱って差し支えない。</p>	<p>用する場合において、同号に規定する「使用人以外の者でその法人の経営に従事しているもの」には、相談役、顧問その他これらに類する者でその法人内における地位、その行う職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるものが含まれることに留意する。</p> <p>(同順位の株主グループ)</p> <p>5-3-4 法第4条第4項第2号《役員に対するみなし譲渡に規定する役員の範囲》につき法令第71条第1項第5号イからハまで《使用人兼務役員とされない役員》の規定を適用する場合において、第1順位の株主グループと同順位の株主グループがあるときは当該同順位の株主グループを含めたものが第1順位の株主グループに該当し、これに続く株主グループが第2順位の株主グループに該当することに留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(役員に対する無償譲渡等)</p> <p>5-3-5 法第4条第4項第2号《役員に対するみなし譲渡》又は第28条第1項ただし書《課税標準》の規定により、法人がその役員に対し、資産を無償で譲渡した場合又は資産の譲渡の時ににおける当該資産の価額に比し著しく低い対価の額で譲渡した場合には、当該譲渡の時ににおける価額に相当する金額がその対価の額とされるのであるが、法人がその役員に対し無償で行った資産の貸付け又は役務の提供については、これらの規定が適用されないことに留意する。</p> <p>(注) 所基通 36-21《課税しない経済的利益……永年勤続者の記念品等》又は 36-22《課税しない経済的利益……創業記念品等》において給与として課税しなくて差し支えないものとされている記念品等については、役員に対して無償支給する場合であっても、法第4条第4項第2号に該当しないものとして取り扱って差し支えない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(資産を使用させる一切の行為の意義)</p> <p>5-4-2 法第2条第2項《資産の貸付けの意義》に規定する「資産を使用させる一切の行為(当該行為のうち、電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。)」とは、例えば、次のものをいう。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(賞金等)</p> <p>5-5-8 他の者から賞金又は賞品(以下5-5-8において「賞金等」という。)の給付を受けた場合において、その賞金等が資産の譲渡等の対価に該当するかどうかは、当該賞金等の給付と当該賞金等の対象となる役務の提供との間の関連性の程度により個々に判定するのであるが、例えば、次のいずれの要件をも満たす場合の賞金等は、資産の譲渡等の対価に該当する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 賞金等の給付が予定されている催物等に参加し、その結果として賞金等の給付を受けるものであること。</p> <p><u>(注) 当該資産の譲渡等が特定役務の提供である場合には、当該役務の提供を受けた事業者の特定課税仕入れとなることに留意する。</u></p>	<p>(資産を使用させる一切の行為の意義)</p> <p>5-4-2 法第2条第2項《資産の貸付けの意義》に規定する「資産を使用させる一切の行為」とは、例えば、次のものをいう。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(賞金等)</p> <p>5-5-8 他の者から賞金又は賞品(以下5-5-8において「賞金等」という。)の給付を受けた場合において、その賞金等が資産の譲渡等の対価に該当するかどうかは、当該賞金等の給付と当該賞金等の対象となる役務の提供との間の関連性の程度により個々に判定するのであるが、例えば、次のいずれの要件をも満たす場合の賞金等は、資産の譲渡等の対価に該当する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 賞金等の給付が予定されている催物等に参加し、その結果として賞金等の給付を受けるものであること。</p>
<p>(保税地域において外国貨物が亡失又は滅失した場合)</p> <p>5-6-4 保税地域にある外国貨物が災害等により亡失し、又は滅失した場合には、法第4条第6項《保税地域における外国貨物の消費等》の規定は適用されないのであるから留意する。</p>	<p>(保税地域において外国貨物が亡失又は滅失した場合)</p> <p>5-6-4 保税地域にある外国貨物が災害等により亡失し、又は滅失した場合には、法第4条第5項《保税地域における外国貨物の消費等》の規定は適用されないのであるから留意する。</p>
<p>(保税作業により製造された貨物)</p> <p>5-6-5 保税地域における保税作業(外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造(混合を含む。))又は外国貨物に係る改装、仕分その他の手入れをいう。)により、内国貨物が課税貨物に該当する貨物の材料又は原料</p>	<p>(保税作業により製造された貨物)</p> <p>5-6-5 保税地域における保税作業(外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造(混合を含む。))又は外国貨物に係る改装、仕分その他の手入れをいう。)により、内国貨物が課税貨物に該当する貨物の材料又は原料</p>

改 正 後	改 正 前
<p>として使用され、又は消費された場合には、法第4条第6項本文《保税地域における外国貨物の消費等》の規定は適用されないのであるが、これにより製造された貨物は、関税法第59条第1項《内国貨物の使用等》の規定により外国貨物とみなされることとなり、当該製造された貨物を保税地域から引き取る時には、法第4条第2項《課税の対象》の規定の適用を受けることに留意する。</p> <p>なお、関税法第59条第2項の規定により税関長の承認を受けて、外国貨物と内国貨物を混じて使用したときは、前段の規定にかかわらず、これによりできた製品のうち、当該外国貨物の数量に対応するものを外国貨物とみなすこととなるのであるから留意する。</p> <p>(役務の提供に係る内外判定)</p> <p>5-7-15 法第4条第3項第2号《課税の対象》に規定する役務の提供が行われた場所とは、現実には役務の提供があった場所として具体的な場所を特定できる場合にはその場所をいうのであり、具体的な場所を特定できない場合であっても役務の提供に係る契約において明らかにされている役務の提供場所があるときは、その場所をいうものとする。</p> <p>したがって、法第4条第3項第2号、令第6条第2項第1号から第5号まで《資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定》の規定に該当する場合又は役務の提供に係る契約において明らかにされている役務の提供場所がある場合には、これらに定められた場所により国内取引に該当するかどうかを判定することとなり、役務の提供の場所が明らかにされていないもののほか、役務の提供が国内と国外の間において連続して行われるもの及び同一の者に対して行われる役務の提供で役務の提供場所が国内と国外の双方で行われるもののうち、その対価の額が合理的に区分されていないものについて、令第6条第2項第6号《役務の提供が国内、国外にわたるものの内外判定》の規定により判定することに留意する。</p>	<p>として使用され、又は消費された場合には、法第4条第5項本文《保税地域における外国貨物の消費等》の規定は適用されないのであるが、これにより製造された貨物は、関税法第59条第1項《内国貨物の使用等》の規定により外国貨物とみなされることとなり、当該製造された貨物を保税地域から引き取る時には、法第4条第2項《課税の対象》の規定の適用を受けることに留意する。</p> <p>なお、関税法第59条第2項の規定により税関長の承認を受けて、外国貨物と内国貨物を混じて使用したときは、前段の規定にかかわらず、これによりできた製品のうち、当該外国貨物の数量に対応するものを外国貨物とみなすこととなるのであるから留意する。</p> <p>(役務の提供に係る内外判定)</p> <p>5-7-15 法第4条第3項第2号《課税の対象》に規定する役務の提供が行われた場所とは、現実には役務の提供があった場所として具体的な場所を特定できる場合にはその場所をいうのであり、具体的な場所を特定できない場合であっても役務の提供に係る契約において明らかにされている役務の提供場所があるときは、その場所をいうものとする。</p> <p>したがって、法第4条第3項第2号、令第6条第2項第1号から第6号まで《資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定》の規定に該当する場合又は役務の提供に係る契約において明らかにされている役務の提供場所がある場合には、これらに定められた場所により国内取引に該当するかどうかを判定することとなり、役務の提供の場所が明らかにされていないもののほか、役務の提供が国内と国外の間において連続して行われるもの及び同一の者に対して行われる役務の提供で役務の提供場所が国内と国外の双方で行われるもののうち、その対価の額が合理的に区分されていないものについて、令第6条第2項第7号《役務の提供が国内、国外にわたるものの内外判定》の規定により判定することに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(電気通信利用役務の提供に係る内外判定)</u></p> <p><u>5-7-15 の 2 電気通信利用役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて1年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下5-7-15 の2において「住所等」という。）が国内にあるかどうかにより判定するのであるから、事業者が行う次のような電気通信利用役務の提供であっても、国内取引に該当する。</u></p> <p><u>なお、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかについては、電気通信利用役務の提供を行う事業者が、客観的かつ合理的な基準に基づいて判定している場合にはこれを認める。</u></p> <p><u>(1) 国内に住所を有する者に対して、その者が国外に滞在している間に行うもの</u></p> <p><u>(2) 内国法人の国外に有する事務所に対して行うもの</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第8節 特定資産の譲渡等</u></p> <p><u>(特定資産の譲渡等に係る納税義務)</u></p> <p><u>5-8-1 特定資産の譲渡等については、当該特定資産の譲渡等を行う国外事業者が課税事業者であるかどうかにかかわらず、当該特定資産の譲渡等を受けた事業者が、当該特定資産の譲渡等に係る特定課税仕入れについて納税義務者となることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第42条《特定課税仕入れに関する経過措置》及び第44条第2項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置》により、当分の間、課税売上割合が100分の95以上の課税期間（簡易課税制度が適用されない課税期間に限る。）及び簡易課税制度が適用される課税期間については、その課税期間に行った特定課税仕入れはなかったものとして消費税法の規定が適用されるのであるから留意する。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定資産の譲渡等の表示義務)</u></p> <p><u>5-8-2 特定資産の譲渡等を行う国外事業者は、当該国外事業者が課税事業者であるかどうかにかかわらず、当該特定資産の譲渡等に係る特定課税仕入れを行う事業者が法第5条第1項《納税義務者》の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該表示義務の履行の有無は、当該特定資産の譲渡等を受けする事業者の納税義務には影響しない。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(電気通信利用役務の提供)</u></p> <p><u>5-8-3 電気通信利用役務の提供とは、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいうのであるから、例えば、次に掲げるようなものが該当する。</u></p> <p><u>(1) インターネットを介した電子書籍の配信</u></p> <p><u>(2) インターネットを介して音楽・映像を視聴させる役務の提供</u></p> <p><u>(3) インターネットを介してソフトウェアを利用させる役務の提供</u></p> <p><u>(4) インターネットのウェブサイト上に他の事業者等の商品販売の場所を提供する役務の提供</u></p> <p><u>(5) インターネットのウェブサイト上に広告を掲載する役務の提供</u></p> <p><u>(6) 電話、電子メールによる継続的なコンサルティング</u></p> <p><u>(注) 電気通信利用役務の提供に該当しない他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供には、例えば、次に掲げるようなものが該当する。</u></p> <p><u>1 国外に所在する資産の管理・運用等について依頼を受けた事業者が、その管理等の状況をインターネットや電子メール（以下5-8-3において「インターネット等」という。）を利用して依頼者に報告するもの</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2 ソフトウェア開発の依頼を受けた事業者が、国外においてソフトウェアの開発を行い、完成したソフトウェアについてインターネット等を利用して依頼者に送信するもの</u></p> <p><u>(事業者向け電気通信利用役務の提供)</u></p> <p><u>5-8-4 事業者向け電気通信利用役務の提供とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供で、その役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいうのであるから、例えば、次に掲げるようなものが該当する。</u></p> <p><u>(1) インターネットのウェブサイト上への広告の掲載のようにその役務の性質から通常事業者向けであることが客観的に明らかなもの</u></p> <p><u>(2) 役務の提供を受ける事業者に応じて、各事業者との間で個別に取引内容を取り決めて締結した契約に基づき行われる電気通信利用役務の提供で、契約において役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかなもの</u></p> <p><u>(注) 消費者に対しても広く提供されるような、インターネットを介して行う電子書籍・音楽の配信又は各種ソフトウェアやゲームを利用させるなどの役務の提供は、インターネットのウェブサイト上に掲載した規約等で事業者のみを対象とするものであることを明示していたとしても、消費者からの申込みが行われ、その申込みを事実上制限できないものについては、その取引条件等からは事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しないのであるから留意する。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(職業運動家の範囲)</u></p> <p><u>5-8-5 令第2条の2《特定役務の提供の範囲》に規定する「職業運動家」には、運動家のうち、いわゆるアマチュア、ノンプロ等と称される者であっても、競技等の役務の提供を行うことにより報酬・賞金を受ける場合には、これに含まれることに留意する。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注) 運動家には、陸上競技などの選手に限られず、騎手、レーサーのほか、大会などで競技する囲碁、チェス等の競技者等が含まれることに留意する。</u></p>	
<p><u>(特定役務の提供から除かれるもの)</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>5-8-6 特定役務の提供は、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供であっても不特定かつ多数の者に対して行うものは除かれるのであるから、例えば、国外事業者である音楽家自身が国内で演奏会等を主催し、不特定かつ多数の者に役務の提供を行う場合において、それらの者の中に事業者が含まれていたとしても、当該役務の提供は特定役務の提供には該当しないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(特定役務の提供を行う者の仲介等)</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>5-8-7 特定役務の提供は、令第2条の2《特定役務の提供の範囲》に規定する役務の提供が該当するのであるから、例えば、次に掲げるものは特定役務の提供には該当しないことに留意する。</u></p>	
<p><u>(1) 特定役務の提供を受ける者が、特定役務の提供を行う者との契約の締結等のために、特定役務の提供を行う者以外の者に依頼する仲介等</u></p>	
<p><u>(2) 特定役務の提供を受ける者が、特定役務の提供を行う者の所属していた法人その他の者に支払う移籍料等と称するものを対価とする取引で、権利の譲渡又は貸付けに該当するもの</u></p>	
<p>第10章 課税標準及び税率</p>	<p>第10章 課税標準及び税率</p>
<p>第1節 課税資産の譲渡等</p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p>(譲渡等の対価の額)</p>	<p>(譲渡等の対価の額)</p>
<p>10-1-1 法第28条第1項本文《課税標準》に規定する「課税資産の譲</p>	<p>10-1-1 法第28条第1項本文《課税標準》に規定する「課税資産の譲</p>

改 正 後	改 正 前
<p>渡等の対価の額」とは、課税資産の譲渡等に係る対価につき、対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他の経済的利益の額をいい、消費税額等を含まないのであるが、この場合の「收受すべき」とは、別に定めるものを除き、その課税資産の譲渡等を行った場合の当該課税資産等の価額をいうのではなく、その譲渡等に係る当事者間で授受することとした対価の額をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) 同条第1項ただし書又は第3項《資産のみなし譲渡》の規定により、法人が役員に対して著しく低い価額で資産の譲渡若しくは贈与を行った場合又は個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費若しくは使用した場合には、当該譲渡等の時におけるその資産の価額により譲渡があったものとされる。</p> <p>(自家消費等における対価)</p> <p>10-1-18 個人事業者が法第4条第5項第1号《個人事業者の家事消費等》に規定する家事消費を行った場合又は法人が同項第2号《役員に対するみなし譲渡》に規定する贈与を行った場合(棚卸資産について家事消費又は贈与を行った場合に限る。)において、次の(1)及び(2)に掲げる金額以上の金額を法第28条第3項《みなし譲渡に係る対価の額》に規定する対価の額として法第45条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》に規定する確定申告書を提出したときは、これを認める。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(別払運賃がある場合における課税標準に算入すべき運賃の計算の特例)</p> <p>10-1-21 法第28条第4項《保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準》に掲げる課税標準に含まれるべき運賃の一部に、運送の終了後相当の期間が経過しなければ確定しない部分(以下10-1-21において</p>	<p>渡等の対価の額」とは、課税資産の譲渡等に係る対価につき、対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他の経済的利益の額をいい、消費税額等を含まないのであるが、この場合の「收受すべき」とは、別に定めるものを除き、その課税資産の譲渡等を行った場合の当該課税資産等の価額をいうのではなく、その譲渡等に係る当事者間で授受することとした対価の額をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) 同条第1項ただし書又は第2項《資産のみなし譲渡》の規定により、法人が役員に対して著しく低い価額で資産の譲渡若しくは贈与を行った場合又は個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費若しくは使用した場合には、当該譲渡等の時におけるその資産の価額により譲渡があったものとされる。</p> <p>(自家消費等における対価)</p> <p>10-1-18 個人事業者が法第4条第4項第1号《個人事業者の家事消費等》に規定する家事消費を行った場合又は法人が同項第2号《役員に対するみなし譲渡》に規定する贈与を行った場合(棚卸資産について家事消費又は贈与を行った場合に限る。)において、次の(1)及び(2)に掲げる金額以上の金額を法第28条第2項《みなし譲渡に係る対価の額》に規定する対価の額として法第45条《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する確定申告書を提出したときは、これを認める。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(別払運賃がある場合における課税標準に算入すべき運賃の計算の特例)</p> <p>10-1-21 法第28条第3項《保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準》に掲げる課税標準に含まれるべき運賃の一部に、運送の終了後相当の期間が経過しなければ確定しない部分(以下10-1-21において</p>

改 正 後	改 正 前
<p>「別払運賃」という。)の発生が通常見込まれている場合において、課税貨物を保税地域から引き取る者が、その引き取ろうとする課税貨物の数量に相当する数値に別払運賃の平均額を乗じた額を別払運賃以外の運賃の額に加算し、当該加算後の金額を当該課税標準に算入しているときは、その者が次のいずれにも該当する場合に限り、当該金額を当該課税標準に算入すべき運賃の額として取り扱って差し支えない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(注) 1～2 (省略)</p>	<p>「別払運賃」という。)の発生が通常見込まれている場合において、課税貨物を保税地域から引き取る者が、その引き取ろうとする課税貨物の数量に相当する数値に別払運賃の平均額を乗じた額を別払運賃以外の運賃の額に加算し、当該加算後の金額を当該課税標準に算入しているときは、その者が次のいずれにも該当する場合に限り、当該金額を当該課税標準に算入すべき運賃の額として取り扱って差し支えない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(注) 1～2 (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第2節 特定課税仕入れ</p>	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(特定課税仕入れに係る支払対価の額)</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>10-2-1 法第28条第2項本文《特定課税仕入れに係る消費税の課税標準》に規定する「特定課税仕入れに係る支払対価の額」とは、特定課税仕入れに係る支払対価につき、対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいい、この場合の「支払うべき」とは、その特定課税仕入れを行った場合の当該特定課税仕入れの価額をいうのではなく、その特定課税仕入れに係る当事者間で授受することとした対価の額をいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>また、法第28条第2項括弧書に規定する「金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益」は、10-1-3と同様に、実質的に特定課税仕入れに係る支払対価と同様の経済的効果をもたらすものをいう。</u></p> <p><u>なお、特定課税仕入れが他の者から受けた特定役務の提供に係るものである場合に、事業者が支払う金額が、源泉所得税に相当する金額を控除した残額である場合であっても、特定課税仕入れに係る支払対価の額は、源泉徴収前の金額となるのであるから留意する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(外貨建取引に係る支払対価の額)</u></p> <p><u>10-2-2 外貨建ての取引に係る特定課税仕入れに係る支払対価の額の取扱いについては、10-1-7に準ずるものとする。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(国外事業者のために負担する旅費等)</u></p> <p><u>10-2-3 特定役務の提供を受ける事業者が、当該役務の提供を行う者の当該役務の提供を行うために要する往復の旅費、国内滞在費等の費用を負担する場合のその費用は、特定課税仕入れに係る支払対価の額に含まれることに留意する。</u></p> <p><u>ただし、当該費用について、当該役務の提供を行う者に対して交付せずに、当該役務の提供を受ける事業者から航空会社、ホテル、旅館等に直接支払われている場合において、当該費用を除いた金額を特定課税仕入れに係る支払対価の額としているときは、その処理を認める。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(芸能人の役務の提供の対価に含まれないもの)</u></p> <p><u>10-2-4 事業者が特定役務の提供を受けた場合における法第28条第2項《特定課税仕入れに係る消費税額の課税標準》に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額には、例えば、芸能人の実演の録音、録画、放送又は有線放送につき著作権の対価として支払われるもので、契約その他において明確に区分されているものは含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 著作権の対価は資産の譲渡又は貸付けの対価に該当する。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>(課税仕入れ)</u></p> <p><u>11-1-1 課税仕入れとは、事業者が、事業として資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいうから、個人事業者が家事消費又は家事使用をするために資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることは、事業として行われるものではないから、課税仕入れ</u></p>	<p><u>(課税仕入れ)</u></p> <p><u>11-1-1 課税仕入れとは、事業者が、事業として資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいうから、個人事業者が家事消費又は家事使用をするために資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることは、事業として行われるものではないから、課税仕入れ</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>に該当しないことに留意する。 <u>(注) 課税仕入れには特定課税仕入れも含まれることに留意する。</u></p> <p>(課税仕入れの相手方の範囲)</p> <p>11-1-3 法第2条第1項第12号《課税仕入れの意義》に規定する「他の者」には、課税事業者及び免税事業者のほか消費者が含まれる。 (注) 1 令第57条第6項《事業の種類》に規定する「他の者」についても同様である。 2 <u>所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第38条第1項《国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供に係る税額控除に関する経過措置》により、事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供で、同法附則第39条第1項《国外事業者の登録等》に規定する国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者以外の国外事業者から受けたものは、当分の間、消費税法第30条から第36条《仕入れに係る消費税額の控除等》までの規定は適用されない。</u></p> <p>(家事共用資産の取得)</p> <p>11-1-4 個人事業者が資産を事業と家事の用途に共通して消費し、又は使用するものとして取得した場合、その家事消費又は家事使用に係る部分は課税仕入れに該当しないことに留意する。この場合において、当該資産の取得に係る課税仕入れに係る支払対価の額は、当該資産の消費又は使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により計算するものとする。 なお、個人事業者が、課税仕入れに係る資産を一時的に家事使用しても、当該家事使用について法第4条第5項第1号《みなし譲渡》の規定の適用はないのであるから留意する。</p>	<p>に該当しないことに留意する。</p> <p>(課税仕入れの相手方の範囲)</p> <p>11-1-3 法第2条第1項第12号《課税仕入れの意義》に規定する「他の者」には、課税事業者及び免税事業者のほか消費者が含まれる。 (注) 令第57条第6項《事業の種類》に規定する「他の者」についても同様である。</p> <p>(家事共用資産の取得)</p> <p>11-1-4 個人事業者が資産を事業と家事の用途に共通して消費し、又は使用するものとして取得した場合、その家事消費又は家事使用に係る部分は課税仕入れに該当しないことに留意する。この場合において、当該資産の取得に係る課税仕入れに係る支払対価の額は、当該資産の消費又は使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により計算するものとする。 なお、個人事業者が、課税仕入れに係る資産を一時的に家事使用しても、当該家事使用について法第4条第4項第1号《みなし譲渡》の規定の適用はないのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(国内事業者の国外支店が受けた電気通信利用役務の提供)</u></p> <p><u>11-2-13 の 2</u> 電気通信利用役務の提供が国内において行われたかどうかについては、役務の提供を受けた者が法人である場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより判定するのであるから、例えば、内国法人の国外に有する事務所において受けた電気通信利用役務の提供であっても、国内において行った課税仕入れに該当することに留意する。</p> <p><u>(国外事業者が行う特定資産の譲渡等のための仕入税額控除)</u></p> <p><u>11-2-13 の 3</u> 国外事業者が行った課税仕入れであっても法第 30 条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、当該課税仕入れが特定資産の譲渡等（法第 6 条第 1 項《非課税》の規定により非課税とされるものを除く。）のための課税仕入れである場合に、国外事業者が個別対応方式を適用するときは、当該課税仕入れは課税資産の譲渡等にもよるものに該当する。</p> <p><u>(課税仕入れを行った日の意義)</u></p> <p>11-3-1 法第 30 条第 1 項第 1 号《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する「課税仕入れを行った日」及び同項第 2 号に規定する「特定課税仕入れを行った日」とは、課税仕入れに該当することとされる資産の譲受け若しくは借受けをした日又は役務の提供を受けた日をいうのであるが、これらの日がいつであるかについては、別に定めるものを除き、第 9 章《資産の譲渡等の時期》の取扱いに準ずる。</p> <p><u>(特定課税仕入れに係る消費税額)</u></p> <p><u>11-4-6</u> 特定課税仕入れについても法第 30 条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、その場合における特定課税仕入れに係る消費税額は、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に 100 分の 6.3 を乗</p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(課税仕入れを行った日の意義)</u></p> <p>11-3-1 法第 30 条第 1 項第 1 号《仕入れに係る消費税額の控除》に規定する「課税仕入れを行った日」とは、課税仕入れに該当することとされる資産の譲受け若しくは借受けをした日又は役務の提供を受けた日をいうのであるが、これらの日がいつであるかについては、別に定めるものを除き、第 9 章《資産の譲渡等の時期》の取扱いに準ずる。</p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>じて算出した金額であることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 簡易課税制度が適用されない課税期間において、当該課税期間の課税売上割合が 100 分の 95 以上の事業者は、特定課税仕入れを行ったとしても、当分の間、当該特定課税仕入れはなかったものとされるのであるから、当該特定課税仕入れについては、法第 30 条の規定は適用されないことに留意する。</u></p> <p>(仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の記載事項の特例)</p> <p>11-6-1 法第 30 条第 7 項《仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の保存》に規定する課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等に関して同条第 8 項第 1 号《仕入税額控除に係る帳簿》及び同条第 9 項第 1 号《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する記載事項については、次により取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) 法第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号《仕入税額控除に係る帳簿》に規定する記載事項</p> <p>イ <u>同項各号イに規定する課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引先コード等の記号、番号等による表示</u></p> <p>ロ <u>同項各号ハに規定する課税仕入れに係る資産又は役務の内容 当該仕入れが課税仕入れかどうかの判別が明らかである場合の商品コード等による表示</u></p> <p>(注) 帳簿とは、<u>第 1 号イからニ及び第 2 号イからホに規定する記載事項を記録したものであればよい</u>のであるから、商業帳簿のほか、所得税又は法人税の申告の基礎となる帳簿でも差し支えない。</p> <p>(2)~(3) (省略)</p> <p>(調整対象固定資産を一部非課税業務用に転用した場合等の調整)</p> <p>12-4-1 法第 34 条《課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整》の規定は、課税業務用（法第 30 条第</p>	<p>(仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の記載事項の特例)</p> <p>11-6-1 法第 30 条第 7 項《仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等の保存》に規定する課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等に関して同条第 8 項第 1 号《仕入税額控除に係る帳簿》及び同条第 9 項第 1 号《仕入税額控除に係る請求書等》に規定する記載事項については、次により取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) 法第 30 条第 8 項第 1 号《仕入税額控除に係る帳簿》に規定する記載事項</p> <p>イ <u>同号イに規定する課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引先コード等の記号、番号等による表示</u></p> <p>ロ <u>同号ハに規定する課税仕入れに係る資産又は役務の内容 当該仕入れが課税仕入れかどうかの判別が明らかである場合の商品コード等による表示</u></p> <p>(注) 帳簿とは、<u>同号イからニに規定する記載事項を記録したものであればよい</u>のであるから、商業帳簿のほか、所得税又は法人税の申告の基礎となる帳簿でも差し支えない。</p> <p>(2)~(3) (同左)</p> <p>(調整対象固定資産を一部非課税業務用に転用した場合等の調整)</p> <p>12-4-1 法第 34 条《課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整》の規定は、課税業務用（法第 30 条第</p>

改正後	改正前
<p>2 項第 1 号《個別対応方式による課税仕入れ等の税額の控除》に規定する「課税資産の譲渡等にも必要なもの」をいう。以下 12-4-1 及び 12-5-1 において同じ。）に該当する調整対象固定資産（以下 12-4-1 において「課税業務用調整対象固定資産」という。）を非課税業務用（法第 30 条第 2 項第 1 号《個別対応方式による課税仕入れ等の税額の控除》に規定する「その他の資産の譲渡等にも必要なもの」をいう。以下 12-4-1 及び 12-5-1 において同じ。）に使用した場合に適用があるのであるから、次に掲げる場合には、同条の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 個人事業者が課税業務用調整対象固定資産を家事のために使用した場合には、法第 4 条第 5 項第 1 号《棚卸資産等の自家消費等の場合の課税の特例》及び法第 28 条第 3 項第 1 号《棚卸資産等の自家消費等の場合の課税標準》の規定により、その使用の時ににおける価額で譲渡があったものとみなされる。</p>	<p>2 項第 1 号《個別対応方式による課税仕入れ等の税額の控除》に規定する「課税資産の譲渡等にも必要なもの」をいう。以下 12-4-1 及び 12-5-1 において同じ。）に該当する調整対象固定資産（以下 12-4-1 において「課税業務用調整対象固定資産」という。）を非課税業務用（法第 30 条第 2 項第 1 号《個別対応方式による課税仕入れ等の税額の控除》に規定する「その他の資産の譲渡等にも必要なもの」をいう。以下 12-4-1 及び 12-5-1 において同じ。）に使用した場合に適用があるのであるから、次に掲げる場合には、同条の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 個人事業者が課税業務用調整対象固定資産を家事のために使用した場合には、法第 4 条第 4 項第 1 号《棚卸資産等の自家消費等の場合の課税の特例》及び法第 28 条第 2 項第 1 号《棚卸資産等の自家消費等の場合の課税標準》の規定により、その使用の時ににおける価額で譲渡があったものとみなされる。</p>
<p>（課税事業者となった場合の棚卸資産の取得価額）</p> <p>12-6-1 法第 36 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定により、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等の税額とみなされる消費税額は、当該課税期間の初日の前日において有する棚卸資産（以下 12-6-1 において「期末棚卸資産」という。）のうち免税事業者であった課税期間において取得したものについて、令第 54 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産の取得価額》の規定により、個々の期末棚卸資産の課税仕入れ（特定課税仕入れを除く。以下 12-6-1 において同じ。）に係る支払対価の額の合計額により算出する。この場合において、事業者が当該個々の期末棚卸資産の課税仕入れに係る支払対価の額について、所法第 47 条又は法第 29 条《<u>棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法</u>》の規定に基づく評価の方法（所</p>	<p>（課税事業者となった場合の棚卸資産の取得価額）</p> <p>12-6-1 法第 36 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定により、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等の税額とみなされる消費税額は、当該課税期間の初日の前日において有する棚卸資産（以下 12-6-1 において「期末棚卸資産」という。）のうち免税事業者であった課税期間において取得したものについて、令第 54 条第 1 項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産の取得価額》の規定により、個々の期末棚卸資産の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額により算出する。この場合において、事業者が当該個々の期末棚卸資産の課税仕入れに係る支払対価の額について、所法第 47 条又は法第 29 条《<u>たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法</u>》の規定に基づく評価の方法（所法令第 99 条第 1 項第 2 号又は法法令第 28 条第 1 項第 2 号</p>

改 正 後	改 正 前
<p>法令第 99 条第 1 項第 2 号又は法令第 28 条第 1 項第 2 号《低価法》に規定する低価法を除く。)により評価した金額としているときは、これを認める。</p> <p>(災害等特例申請書の提出期限)</p> <p>13-1-8 法第 37 条の 2 第 2 項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》(同条第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する申請書の提出期限は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日(以下 13-1-8 及び 13-1-9 において「災害等のやんだ日」という。)から 2 月以内となるが、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 災害等のやんだ日が法第 37 条の 2 第 1 項に規定する選択被災課税期間又は同条第 6 項に規定する不適用被災課税期間の末日の翌日(当該課税期間が課税事業者¹に該当する個人事業者のその年の 12 月 31 日を含む課税期間である場合は、当該末日の翌日から 1 月を経過した日)以後に到来する場合 法第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ²についての確定申告》の規定による申告書の提出期限</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 課税標準額に対する消費税額の調整</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除等</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 売上げに係る対価の返還等の範囲</p> <p>(特定資産の譲渡等に係る対価の返還等)</p> <p><u>14-1-8 の 2</u> 特定資産の譲渡等は法第 38 条《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》における「課税資産の譲渡等」に含まれないことから、特定資産の譲渡等に係る対価の返還等を行ったとしても、同条の</p>	<p>《低価法》に規定する低価法を除く。)により評価した金額としているときは、これを認める。</p> <p>(災害等特例申請書の提出期限)</p> <p>13-1-8 法第 37 条の 2 第 2 項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》(同条第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する申請書の提出期限は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日(以下 13-1-8 及び 13-1-9 において「災害等のやんだ日」という。)から 2 月以内となるが、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるとおりとなることに留意する。</p> <p>(1) 災害等のやんだ日が法第 37 条の 2 第 1 項に規定する選択被災課税期間又は同条第 6 項に規定する不適用被災課税期間の末日の翌日(当該課税期間が課税事業者¹に該当する個人事業者のその年の 12 月 31 日を含む課税期間である場合は、当該末日の翌日から 1 月を経過した日)以後に到来する場合 法第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等についての確定申告》の規定による申告書の提出期限</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 課税標準額に対する消費税額の調整</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除</p> <p style="text-align: center;">第 1 款 対価の返還等の範囲</p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>第3款 特定課税仕入れに係る対価の返還等の範囲</p> <p><u>(免税事業者であった課税期間において行った特定課税仕入れに係る対価の返還等)</u></p> <p><u>14-1-12 免税事業者であった課税期間において行った特定課税仕入れにつき課税事業者となった課税期間において法第38条の2第1項《特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除》に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等(以下14-1-14までにおいて「特定課税仕入れに係る対価の返還等」という。)を受けた場合には、当該対価の返還等の金額について同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 課税売上割合が100分の95以上である課税期間(簡易課税制度の適用がない課税期間に限る。)及び簡易課税制度が適用される課税期間については、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第42条《特定課税仕入れに関する経過措置》及び第44条第2項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置》の規定により、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされるので、これらの課税期間において行った特定課税仕入れに係る支払対価について、その後の課税期間に対価の返還等を受けた場合についても同様である。</u></p> <p><u>(免税事業者等となった後の特定課税仕入れに係る対価の返還等)</u></p> <p><u>14-1-13 課税事業者が事業を廃止し、又は免税事業者となった後において、課税事業者であった課税期間における特定課税仕入れにつき特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その返還等の金額については、法第38条の2第1項《特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除》の規定は適用されないものであるから留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特定課税仕入れに係る対価の返還等の処理)</u></p> <p><u>14-1-14 特定課税仕入れに係る対価の返還等の処理について、12-1-12により処理する場合には、特定課税仕入れに係る課税仕入れと特定課税仕入れ以外の課税仕入れとに区分して行う必要があることに留意する。</u></p> <p>(相続等があった場合の中間申告)</p> <p>15-1-1 課税事業者である個人事業者(法第19条第1項第3号又は第3号の2《課税期間の特例》の規定による届出書を提出した個人事業者を除く。以下15-1-1において同じ。)が、相続により被相続人の事業を承継した場合であっても、当該個人事業者については、当該個人事業者の当該直前の課税期間に係る確定消費税額(法第42条第1項第1号、第4項第1号又は第6項第1号《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》に規定する消費税額をいう。以下この節において同じ。)に基づき法第42条第1項、第4項又は第6項の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(前課税期間の確定消費税額がない場合の任意の中間申告)</p> <p>15-1-1の2 法第42条第8項《任意の中間申告》に規定する「第6項第1号に掲げる金額が24万円以下であること」には、例えば、その課税期間の直前の課税期間において免税事業者であることにより法第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》に規定する確定申告書を提出すべき義務がない場合や、法第46条第1項《還付を受けるための申告》に規定する申告書を提出している場合のように、法第42条第6項第1号《六月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定により計算した消費税額がない場合が含まれることに留意する。</p> <p>(注) 法第42条第6項第1号の規定により計算した消費税額がない場合の六月中間申告対象期間(同項に規定する「六月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-9までにおいて同じ。)に係る同項の規定による</p>	<p><u>(新 設)</u></p> <p>(相続等があった場合の中間申告)</p> <p>15-1-1 課税事業者である個人事業者(法第19条第1項第3号又は第3号の2《課税期間の特例》の規定による届出書を提出した個人事業者を除く。以下15-1-1において同じ。)が、相続により被相続人の事業を承継した場合であっても、当該個人事業者については、当該個人事業者の当該直前の課税期間に係る確定消費税額(法第42条第1項第1号、第4項第1号又は第6項第1号《課税資産の譲渡等についての中間申告》に規定する消費税額をいう。以下この節において同じ。)に基づき法第42条第1項、第4項又は第6項の規定が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(前課税期間の確定消費税額がない場合の任意の中間申告)</p> <p>15-1-1の2 法第42条第8項《任意の中間申告》に規定する「第6項第1号に掲げる金額が24万円以下であること」には、例えば、その課税期間の直前の課税期間において免税事業者であることにより法第45条第1項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する確定申告書を提出すべき義務がない場合や、法第46条第1項《還付を受けるための申告》に規定する申告書を提出している場合のように、法第42条第6項第1号《六月中間申告対象期間に係る申告義務》の規定により計算した消費税額がない場合が含まれることに留意する。</p> <p>(注) 法第42条第6項第1号の規定により計算した消費税額がない場合の六月中間申告対象期間(同項に規定する「六月中間申告対象期間」をいう。以下15-1-9までにおいて同じ。)に係る同項の規定による</p>

改 正 後	改 正 前
<p>中間申告書(以下15-1-7までにおいて「六月中間申告書」という。)の提出は、同項第1号により計算した消費税額を零円とする六月中間申告書又は法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定による中間申告書により行うこととなる。</p> <p>なお、これらの中間申告書の提出がその提出期限までになかった場合には、法第42条第11項《任意の中間申告書の提出がない場合の特例》の規定により、当該六月中間申告対象期間の末日に同条第9項《任意の中間申告の取りやめ》に規定する届出書(以下この節において「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」という。)の提出があったものとみなされることに留意する。</p> <p>(任意の中間申告書を提出する旨の届出書の効力)</p> <p>15-1-1の3 法第42条第8項《任意の中間申告》に規定する届出書(以下この節において「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」という。)の効力は、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書を提出(法第42条第11項《任意の中間申告書の提出がない場合の特例》により任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書を提出したとみなされる場合を含む。)しない限り存続する。</p> <p>したがって、例えば、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出している事業者が、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え課税事業者となったときは、六月中間申告対象期間(法第42条第6項第1号《六月中間申告対象期間に係る申告義務》)の規定により計算した消費税額が24万円以下であるものに限る。)について、六月中間申告書を提出することができることに留意する。</p> <p>(注) 免税事業者となった課税期間については、そもそも法第42条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》に規定する中間申告書や法第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに</p>	<p>中間申告書(以下15-1-7までにおいて「六月中間申告書」という。)の提出は、同項第1号により計算した消費税額を零円とする六月中間申告書又は法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定による中間申告書により行うこととなる。</p> <p>なお、これらの中間申告書の提出がその提出期限までになかった場合には、法第42条第11項《任意の中間申告書の提出がない場合の特例》の規定により、当該六月中間申告対象期間の末日に同条第9項《任意の中間申告の取りやめ》に規定する届出書(以下この節において「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」という。)の提出があったものとみなされることに留意する。</p> <p>(任意の中間申告書を提出する旨の届出書の効力)</p> <p>15-1-1の3 法第42条第8項《任意の中間申告》に規定する届出書(以下この節において「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」という。)の効力は、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書を提出(法第42条第11項《任意の中間申告書の提出がない場合の特例》により任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書を提出したとみなされる場合を含む。)しない限り存続する。</p> <p>したがって、例えば、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出している事業者が、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え課税事業者となったときは、六月中間申告対象期間(法第42条第6項第1号《六月中間申告対象期間に係る申告義務》)の規定により計算した消費税額が24万円以下であるものに限る。)について、六月中間申告書を提出することができることに留意する。</p> <p>(注) 免税事業者となった課税期間については、そもそも法第42条《課税資産の譲渡等についての中間申告》に規定する中間申告書や法第45条第1項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する確定申</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ついでに確定申告》に規定する確定申告書を提出する義務がないことから、六月中間申告書の提出がないとしても法第 42 条第 11 項の規定は適用されず、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書を提出したものとみなされないことに留意する。</p> <p>(中間申告における法第 42 条と第 43 条の併用)</p> <p>15-1-2 法第 42 条第 1 項又は第 4 項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者は、一月中間申告対象期間（同条第 1 項に規定する「一月中間申告対象期間」をいう。以下 15-1-9 までにおいて同じ。）又は三月中間申告対象期間（同条第 4 項に規定する「三月中間申告対象期間」をいう。以下 15-1-9 までにおいて同じ。）の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間がその課税期間開始の日以後 1 月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から 2 月を経過した日）から 2 月以内（令第 76 条第 3 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第 46 条の 4 第 1 項《個人事業者に係る中間申告等の特例》の規定の適用がある場合には、その規定による期限内）に中間申告書を提出しなければならないのであるが、各中間申告対象期間について、それぞれ法第 42 条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》又は法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定のいずれかを適用して中間申告書を提出することができるのであるから留意する。</p> <p>(中間申告書の提出がない場合の特例)</p> <p>15-1-6 法第 42 条第 1 項、第 4 項又は第 6 項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者が、その提出期限までに中間申告書又は法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する申告書を提出しなかった場合には、その事業者については、それぞれの提出期限において中間申告書の提出があったものとして、法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号又は第 6 項第 1 号の</p>	<p>告書を提出する義務がないことから、六月中間申告書の提出がないとしても法第 42 条第 11 項の規定は適用されず、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書を提出したものとみなされないことに留意する。</p> <p>(中間申告における法第 42 条と第 43 条の併用)</p> <p>15-1-2 法第 42 条第 1 項又は第 4 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者は、一月中間申告対象期間（同条第 1 項に規定する「一月中間申告対象期間」をいう。以下 15-1-9 までにおいて同じ。）又は三月中間申告対象期間（同条第 4 項に規定する「三月中間申告対象期間」をいう。以下 15-1-9 までにおいて同じ。）の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間がその課税期間開始の日以後 1 月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から 2 月を経過した日）から 2 月以内（令第 76 条第 3 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》又は租特法令第 46 条の 4 第 1 項《個人事業者に係る中間申告等の特例》の規定の適用がある場合には、その規定による期限内）に中間申告書を提出しなければならないのであるが、各中間申告対象期間について、それぞれ法第 42 条《課税資産の譲渡等についての中間申告》又は法第 43 条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》の規定のいずれかを適用して中間申告書を提出することができるのであるから留意する。</p> <p>(中間申告書の提出がない場合の特例)</p> <p>15-1-6 法第 42 条第 1 項、第 4 項又は第 6 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定により中間申告書を提出すべき事業者が、その提出期限までに中間申告書又は法第 43 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する申告書を提出しなかった場合には、その事業者については、それぞれの提出期限において中間申告書の提出があったものとして、法第 42 条第 1 項第 1 号、第 4 項第 1 号又は第 6 項第 1 号の規定により計算し</p>

改正後	改正前
<p>規定により計算した消費税額が直ちに確定することになるのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>た消費税額が直ちに確定することになるのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>(中間申告書を提出した者の意義)</p> <p>15-1-7 法第45条第1項第6号《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》、法第48条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告による納付》、法第53条第1項《中間納付額の控除不足額の還付》及び法第55条第1項《確定申告書等に係る更正又は決定による中間納付額の控除不足額の還付》に規定する「中間申告書を提出した事業者」又は「中間申告書を提出した者」には、法第44条《中間申告書の提出がない場合の特例》の規定により中間申告書の提出があったものとみなされる事業者を含むのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(中間申告書を提出した者の意義)</p> <p>15-1-7 法第45条第1項第6号《課税資産の譲渡等についての確定申告》、法第48条《課税資産の譲渡等についての中間申告による納付》、法第53条第1項《中間納付額の控除不足額の還付》及び法第55条第1項《確定申告書等に係る更正又は決定による中間納付額の控除不足額の還付》に規定する「中間申告書を提出した事業者」又は「中間申告書を提出した者」には、法第44条《中間申告書の提出がない場合の特例》の規定により中間申告書の提出があったものとみなされる事業者を含むのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>(中間納付額の意義)</p> <p>15-1-8 法第2条第1項第20号《中間納付額の意義》に規定する「中間納付額」とは、法第48条《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告による納付》の規定により納付すべき法第42条第1項第1号、第4項第1号及び第6項第1号《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》に掲げる金額又は法第43条第1項第4号《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる残額に相当する消費税額をいい、事業者が納付した消費税額ではないことに留意する。</p>	<p>(中間納付額の意義)</p> <p>15-1-8 法第2条第1項第20号《中間納付額の意義》に規定する「中間納付額」とは、法第48条《課税資産の譲渡等についての中間申告による納付》の規定により納付すべき法第42条第1項第1号、第4項第1号及び第6項第1号《課税資産の譲渡等についての中間申告》に掲げる金額又は法第43条第1項第4号《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に掲げる残額に相当する消費税額をいい、事業者が納付した消費税額ではないことに留意する。</p>
<p>(中間申告書の提出義務)</p> <p>15-1-9 法第42条第1項、第4項又は第6項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》の規定による中間申告書の提出義務は、前課税期間の確定消費税額の増減の有無にかかわらず、それぞれ次に掲げる区</p>	<p>(中間申告書の提出義務)</p> <p>15-1-9 法第42条第1項、第4項又は第6項《課税資産の譲渡等についての中間申告》の規定による中間申告書の提出義務は、前課税期間の確定消費税額の増減の有無にかかわらず、それぞれ次に掲げる区分に応じ、それぞれ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>分に応じ、それぞれ次の場合に生ずることに留意する。 (1)～(3) (省略)</p> <p>(その他の法律等により消費税が免除されるものの範囲)</p> <p>15-2-1 法第45条第1項第1号《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》に規定する「その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの」には、例えば、次の規定が適用される課税資産の譲渡等が該当する。 (1)～(6) (省略)</p> <p>(納付すべき税額がない場合の確定申告の要否)</p> <p>15-2-5 法第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》に規定する「第4号に掲げる消費税額がない課税期間」には、同項第4号《課税仕入れ等に係る消費税額の控除》に掲げる消費税額が100円未満となることにより、通則法第119条第1項《国税の確定金額の端数計算等》の規定によりその全額が切り捨てられることとなる課税期間が含まれるが、このような課税期間であっても課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れがあるときは、確定申告書を提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(還付を受けるための申告書に係る更正の請求)</p> <p>15-3-1 法第46条《還付を受けるための申告》に規定する申告書についても、通則法第23条《更正の請求》の規定の適用があることに留意する。この場合において、同条第1項に規定する「当該申告書に係る国税の法定申告期限」とあるのは、「当該申告書を提出した日」と読み替えるものとする。 ただし、当該申告書が、法第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》に規定する申告期限前に提出されているときは、当該申告期限の日を通則法第23条第1項に規定する「当該申告書に係る国税の法定申告期限」として取り扱うのであるから留意する。</p>	<p>次の場合に生ずることに留意する。 (1)～(3) (同左)</p> <p>(その他の法律等により消費税が免除されるものの範囲)</p> <p>15-2-1 法第45条第1項第1号《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する「その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの」には、例えば、次の規定が適用される課税資産の譲渡等が該当する。 (1)～(6) (同左)</p> <p>(納付すべき税額がない場合の確定申告の要否)</p> <p>15-2-5 法第45条第1項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する「第4号に掲げる消費税額がない課税期間」には、同項第4号《課税仕入れ等に係る消費税額の控除》に掲げる消費税額が100円未満となることにより、通則法第119条第1項《国税の確定金額の端数計算等》の規定によりその全額が切り捨てられることとなる課税期間が含まれるが、このような課税期間であっても課税資産の譲渡等があるときは、確定申告書を提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(還付を受けるための申告書に係る更正の請求)</p> <p>15-3-1 法第46条《還付を受けるための申告》に規定する申告書についても、通則法第23条《更正の請求》の規定の適用があることに留意する。この場合において、同条第1項に規定する「当該申告書に係る国税の法定申告期限」とあるのは、「当該申告書を提出した日」と読み替えるものとする。 ただし、当該申告書が、法第45条第1項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告期限前に提出されているときは、当該申告期限の日を通則法第23条第1項に規定する「当該申告書に係る国税の法定申告期限」として取り扱うのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(相続があった場合の還付申告に係る還付加算金)</p> <p>15-5-1 被相続人の死亡した日の属する課税期間の消費税につき、法第 52 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の還付》の規定による還付を受けるための確定申告書等が相続人から提出された場合における、当該還付金に係る還付加算金の計算の基礎となる期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期限又は日の翌日から還付のための支払決定をした日までの期間となることに留意する。</p> <p>(1) 当該確定申告書等が法第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》に規定する申告書により還付を受ける場合で当該申告書が同条第 2 項又は第 3 項《相続があった場合の申告期限》に規定する提出期限内に提出された場合 当該申告書の提出期限</p> <p>(2)~(3) (省略)</p> <p>(国、地方公共団体等の申告期限の特例の承認が取り消された場合の中間申告の取扱い)</p> <p>16-3-4 令第 76 条第 1 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定により、法第 42 条第 1 項、第 4 項若しくは第 6 項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》又は第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》に規定する申告書の提出期限の特例を受けることについて承認を受けている事業者が、令第 76 条第 7 項《申告期限の特例の取消し》の規定により当該承認を取り消された場合には、同条第 9 項の規定により、確定申告については当該事業者の当該取消しがあった日の属する課税期間に係るものから同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用がなくなるのであるが、中間申告については当該取消しがあった日の属する課税期間の翌課税期間に係るものから同項の規定の適用がなくなるのであるから留意する。</p>	<p>(相続があった場合の還付申告に係る還付加算金)</p> <p>15-5-1 被相続人の死亡した日の属する課税期間の消費税につき、法第 52 条第 1 項《仕入れに係る消費税額の還付》の規定による還付を受けるための確定申告書等が相続人から提出された場合における、当該還付金に係る還付加算金の計算の基礎となる期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期限又は日の翌日から還付のための支払決定をした日までの期間となることに留意する。</p> <p>(1) 当該確定申告書等が法第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告書により還付を受ける場合で当該申告書が同条第 2 項又は第 3 項《相続があった場合の申告期限》に規定する提出期限内に提出された場合 当該申告書の提出期限</p> <p>(2)~(3) (同左)</p> <p>(国、地方公共団体等の申告期限の特例の承認が取り消された場合の中間申告の取扱い)</p> <p>16-3-4 令第 76 条第 1 項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定により、法第 42 条第 1 項、第 4 項若しくは第 6 項《課税資産の譲渡等についての中間申告》又は第 45 条第 1 項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告書の提出期限の特例を受けることについて承認を受けている事業者が、令第 76 条第 7 項《申告期限の特例の取消し》の規定により当該承認を取り消された場合には、同条第 9 項の規定により、確定申告については当該事業者の当該取消しがあった日の属する課税期間に係るものから同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用がなくなるのであるが、中間申告については当該取消しがあった日の属する課税期間の翌課税期間に係るものから同項の規定の適用がなくなるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(申告期限の特例を受けている事業者が仮決算による中間申告を行う場合の中間申告対象期間)</p> <p>16-3-5 令第76条第1項及び第2項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定により、法第42条第1項、第4項若しくは第6項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告》又は第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》に規定する申告書の提出期限の特例を受けている事業者が、法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する中間申告書を提出する場合において、前課税期間の確定申告書の提出期限が通則法第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》の規定の適用を受ける場合であっても、中間申告対象期間（法第43条第1項に規定する中間申告対象期間をいう。）は、法第42条第1項、第4項若しくは第6項に規定する期間となるのであるから留意する。</p> <p>(提出期限後に死亡した場合の相続人の申告)</p> <p>17-2-2 法第45条第1項《課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告》に規定する申告書を提出すべき個人事業者が、同項に規定する申告書を提出しないで当該確定申告書の提出期限後に死亡した場合には、法第45条第2項《確定申告書を提出すべき個人事業者が死亡した場合の確定申告》の規定の適用はなく、相続人が提出する当該申告書は、通則法第18条《期限後申告書》に規定する期限後申告書となることに留意する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(申告期限の特例を受けている事業者が仮決算による中間申告を行う場合の中間申告対象期間)</p> <p>16-3-5 令第76条第1項及び第2項《国、地方公共団体等の申告期限の特例》の規定により、法第42条第1項、第4項若しくは第6項《課税資産の譲渡等についての中間申告》又は第45条第1項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告書の提出期限の特例を受けている事業者が、法第43条《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する中間申告書を提出する場合において、前課税期間の確定申告書の提出期限が通則法第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》の規定の適用を受ける場合であっても、中間申告対象期間（法第43条第1項に規定する中間申告対象期間をいう。）は、法第42条第1項、第4項若しくは第6項に規定する期間となるのであるから留意する。</p> <p>(提出期限後に死亡した場合の相続人の申告)</p> <p>17-2-2 法第45条第1項《課税資産の譲渡等についての確定申告》に規定する申告書を提出すべき個人事業者が、同項に規定する申告書を提出しないで当該確定申告書の提出期限後に死亡した場合には、法第45条第2項《確定申告書を提出すべき個人事業者が死亡した場合の確定申告》の規定の適用はなく、相続人が提出する当該申告書は、通則法第18条《期限後申告書》に規定する期限後申告書となることに留意する。</p> <p>(注) (同左)</p>